



協会けんぽ広島支部マスコットキャラクター  
健康 いろいろ & 健康 かえで

ご本人・ご家族が  
出産したときの給付金

# 出産育児一時金 編

## Q1.

出産について、健康保険からの給付はありますか？(2022年1月1日以降の出産)

妊娠4か月(85日)以上の方が出産したときは、**一児につき42万円**(産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合または在胎週数22週未満の出産の場合は40万8千円)を**出産育児一時金として受けることができます。**

## Q2.

出産育児一時金の直接支払制度とは何ですか？

出産にかかる費用に**出産育児一時金**を充てることができるよう、**協会けんぽから医療機関等に出産育児一時金を直接支払う仕組み**です。  
直接支払制度を利用すると、窓口での**出産費用の負担を軽減**することができます。

## Q4.

出産育児一時金の支給や、直接支払制度の利用について、事前に協会けんぽへの申請は必要ですか？

協会けんぽへの事前の申請は**不要**です。

## Q5.

直接支払制度を利用しないときは、どのように**出産育児一時金**を申請したらよいですか？

ご加入者様が医療機関等へ**出産費用**をお支払いのうえ、**「出産育児一時金支給申請書」**を協会けんぽにご提出いただきます。

(添付書類については裏面をご確認ください)



## Q3.

出産したときに、直接支払制度を利用して医療機関等の窓口で精算をしましたが、その後、何か手続きが必要ですか？

出産費用が、**出産育児一時金**の金額を上回るか、下回るかでその後の**お手続き**が変わります。

出産費用が**出産育児一時金**の額を上回る場合

**お手続きは不要**です

(例)	出産費用	-	出産育児一時金	=	医療機関等へ支払う額
	50万円		42万円		8万円

不足分を  
→ 医療機関の窓口で  
お支払いください

出産費用が**出産育児一時金**の額を下回る場合

協会けんぽへ**差額の申請**が必要です

(例)	出産育児一時金	-	出産費用	=	差額支給分
	42万円		40万円		2万円

協会けんぽへ  
→ 差額分の支給申請を  
していただきます

詳しい制度説明は裏面をご覧ください →

# 出産育児一時金・家族出産育児一時金

被保険者が出産したときは「出産育児一時金」、被扶養者が出産したときは「家族出産育児一時金」が支給されます。

## 支給額

一児につき、42万円（産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合または在胎週数22週未満の出産の場合は40万8千円）です。多児を出産したときは、胎児数分だけ支給されます。



出産の状況	支給額
産科医療補償制度 <b>加入</b> 医療機関で在胎週数 <b>22週以降</b> の出産等	42万円
産科医療補償制度 <b>加入</b> 医療機関で在胎週数 <b>22週に達しなかった</b> 出産	40万8千円
産科医療補償制度 <b>未加入</b> の医療機関での出産	

## 出産とは

妊娠4か月（85日）以後の生産（早産）、死産（流産）、人工妊娠中絶をいいます。

## 産科医療補償制度とは

医療機関が加入する制度です。万一、分娩時の何らかの理由により重度の脳性まひとなった場合、赤ちゃんのご家族の経済的負担を補償するものです。

## 直接支払制度について

出産にかかる費用に「出産育児一時金」を充てることのできるよう、協会けんぽから医療機関等に「出産育児一時金を直接支払う仕組みを直接支払制度」といいます。直接支払制度を利用すると、窓口での出産費用の負担が軽減されます。なお、直接支払制度は強制ではありませんので希望しないことも可能です。

## 申請方法

直接支払制度  
利用する

出産する医療機関で「直接支払制度を利用する旨」を署名

出産後、医療機関で  
出産費用のお支払い

（出産育児一時金の額を差し引いて精算）

「<出産費用が  
出産育児一時金を上回る場合>  
お手続きは不要です

「<出産費用が  
出産育児一時金を下回る場合>  
協会けんぽへ差額を申請  
（下記提出書類①または②）」

直接支払制度  
利用しない

出産する医療機関で「直接支払制度を利用しない旨」を署名

出産後、医療機関で  
出産費用のお支払い  
（全額）

協会けんぽへ  
出産育児一時金を申請  
（下記提出書類③）

お振込み

## 退職後の 保険給付

次の、①～②を満たす場合は、退職後の出産であっても、出産育児一時金を受けることができます。（被扶養者の方は除く。）ただし、この場合は「資格喪失後に加入する健康保険」から出産育児一時金の支給を受けることができません。

- ① 退職日までに、1年以上継続して被保険者であること（任意継続は除く）
- ② 資格喪失後6か月以内の出産であること

## 提出書類

### 直接支払制度を利用する場合

#### ① 出産育児一時金内払金支払依頼書

- 医療機関等から交付される出産費用の領収・明細書のコピー
- 直接支払制度に係る代理契約に関する文書のコピー
- 出産を確認できる書類

（依頼書所定の欄に出産に関する証明がある場合または領収・明細書に「出産年月日」「出生児数」が記載されている場合は不要）

#### ② 出産育児一時金差額申請書（未申請の方に対して協会けんぽからお送りする申請書※です）

○添付の必要な書類はありません ※記号番号・氏名・生年月日等が申請書に印字されています。

### 直接支払制度を利用しない場合

#### ③ 出産育児一時金支給申請書

- 出産を確認できる書類（申請書に「出産に関する証明がある場合は、不要」）
- 直接支払制度を利用していないことを証明する書類のコピー（領収・明細書に「直接支払制度を利用していない旨」の記載がある場合はそのコピー）

①・③共通 ⇒産科医療補償制度の対象となる出産の場合

- 「産科医療補償制度加入機関」の記載がある領収・明細書のコピー

ご確認ください！



申請期限：出産日の翌日から2年以内